

## 令和8年度 八和田保育園重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 小川町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 島田康弘
法人の所在地	小川町大字腰越 618 番地
法人の電話番号	0493(74)3461

### 2. 利用施設

施設の種類	認可保育所					
施設の名称	八和田保育園					
所在地	小川町大字上横田527番地					
電話番号	0493(72)2723					
管理者名	園長 小林淳子					
利用定員(年齢別)	3号			2号		
	0歳児	1歳児・2歳児		3歳児・4歳児・5歳児		
	—	10名		40名		
利用児童数(4月1日時点)	—	4名	6名	11名	14名	13名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に行っています。					
第三者評価の概要	実施していません。					
職員への研修の実施状況	内部研修年2回、外部研修(県保育協議会等開催の研修参加)					
認可年月日(届出日)	令和8年2月26日					
事業所番号						

### 3. 施設の目的・方針

事業の目的	保育を必要とする児童を預かり、保育をする
保育方針	<ul style="list-style-type: none"><li>▶豊かな自然の中で、のびのびと集団生活を楽しみながら、様々な体験を通して心身ともにたくましく生きる力を育む。</li><li>▶「戸外遊び」をふんだんに取り入れ、豊かな情緒を育む。</li><li>▶一人一人の個性を尊重し、人との関わりの中で地域社会の一員であることを知らせ、友達を大切にする気持ちを育む。</li><li>▶「食べることは生きること」を基本に、旬の色々な食物を味わいながら五感を刺激し、生活のリズム(食事・睡眠・排泄・遊び)を整え、健康な成長、発達を促していく。</li><li>▶作物の栽培に親しみながら、収穫の喜びや感謝の気持ちを育てると共に、食への興味関心を促していく。</li></ul>

#### 4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2,719 m <sup>2</sup>		
	園庭	1,800 m <sup>2</sup>		
建物	構造	鉄骨構造		
	延べ面積	708 m <sup>2</sup>		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	4室
	ほふく室	1室	遊戯室	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室	職員休憩室	1室
設備の種類	冷暖房、プール、図書コーナー			
その他	屋外遊具			

#### 5. 職員体制(令和8年4月1日現在)

職名	職務の内容	常勤	非常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に把握し、園務をつかさどる	1人	人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	人
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	7人	6人
看護師	子どもたちの健康管理と医療的ケア、保育士や嘱託医との連携、保護者からの健康相談等の業務を行う	人	1人
調理員	管理栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	2人	人
管理栄養士 (大河保育園と兼務)	子どもの発達段階に応じた幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う	1人	人
用務員	施設の清掃・管理・環境維持等を行う	人	1人
事務員 (大河保育園と兼務)	備品や設備の管理、書類作成などの雑務を行う 主に社会福祉協議会へ勤務します	1人	人

\*当園では、「小川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

\*常勤とは、1日あたり7時間45分勤務、1週あたり38時間45分勤務をいいます。

\*非常勤とは、常勤以外をいいます。

## 6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時30分から午後6時30分 *延長保育利用者がいる場合は午後7時00分まで
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで
その他	土曜日保育 午前8時から午後5時（大河保育園で実施）

### \* 災害時の対応について

災害時対応マニュアルに沿って対応します。

### \* 感染症の対応について

感染症対応マニュアルに沿って対応します。

## 7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	午後6時30分から午後7時00分
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分 午後4時30分から午後6時30分

\* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常保育料のほかに、別途利用者負担額が必要となります。

\* 保育標準時間認定の延長保育は当面の間、実施しません。

## 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他便宜の提供を行います。

### ① 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

※当園では、一時預かり事業等は実施していません。

### ② その他

## 9. 食事の提供方法等

### ① 食事の提供方法

自園調理

### ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

完全給食です。

行事、調理室清掃等により、お弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

クラス	午前間食	昼食	午後間食	備考
1歳児	10時00分頃	11時20分頃	15時00分頃	
2歳児				
3歳児	11時30分頃			
4歳児				
5歳児				

### ③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、事前にご相談ください。管理栄養士と個別面談を行います。

除去食及び代替食に対応しています。

食物アレルギー対応マニュアルあり。

### ④ その他衛生管理等

集団給食施設に関する届出を東松山保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアルの基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(1月に2回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 10. 利用料金

### ① 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替又は納付書をご利用ください(口座引落日は毎月末日)。

### ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金(実費負担)

①のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

支払方法は別途お知らせします。

## 11. 利用の開始

当園では、小川町の利用調整に基づき当園に入所決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

### ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 町外に転出したとき
- ④ 正当な理由なく長期間欠席が続き、利用継続が困難と認められるとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### ① 内科

医療機関の名称	木下医院
医院長名又は医師名	木下 美知子
所在地	小川町大字大塚660番地
電話	0493(72)0375

#### ② 歯科

医療機関の名称	わたなべ歯科医院
医院長名又は医師名	渡部 俊哉
所在地	小川町東小川3丁目10番地21
電話	0493(72)3425

### 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
避難訓練	大規模災害を想定した避難訓練を年2回実施。災害を想定した避難訓練を月1回実施。
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知器、非常警報装置
避難場所	小川町立八和田小学校

### 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施、その他外部での研修に参加。
- ② 小川町虐待防止マニュアルを運用

#### 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保 険 の 種 類	災害共済給付制度(負傷、疾病、障害又は死亡)
共 済 掛 金 の 額 (令和7年度)	350 円(保護者負担 210 円、設置者負担 140 円)

\*詳しくは別途配布する「スポーツ振興センターの給付制度のお知らせ」をご確認ください。

#### 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受 付 担 当 者	主任保育士が受付
受 付 責 任 者	園長 小林淳子
利 用 時 間	午前8時30分から午後5時00分
連 絡 先	電 話 0493(72)2723 F A X 0493(74)6088 メール yawata-ogawa@collabiz.net
第 三 者 委 員	設置しています(氏名等は園内掲示)
受 付 方 法	面接・電話・メール・文書等の方法でご意見等を受け付けます

#### 19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では、個人情報の保護に関する法律及び小川町個人情報保護施行条例に基づいて取扱いをしています。なお、当園から転園した場合、転園先と園児要録の共有等、個人情報の伝達がありますのであらかじめご了承ください。

#### 20. その他の留意事項

当園は、保護者会活動を行っています。

## 別表

### 1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教材費(入園時のみ)	カラー帽子、粘土、クレヨン等	年額 2,600 円程度
給食費(3歳以上児) うさぎ・ぱんだ・きりん *おやつ代含む	(主食費) ごはんやパン、麺類など  (副食費) おかず、野菜、果物、おやつなど *副食費は国が定めた基準により金額が 決定します	(主食費) 月額 1,000円  (副食費) 月額 4,900円
保護者会費	園児へのプレゼント代	月額 300 円
日本スポーツ 振興センター(再掲)	保育園の管理下で発生した災害に対して、 医療費や障害見舞金等を支給する制度	年額 210 円

\*当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、出納書類を必要に応じて開示します。

\*年齢は、各年齢4月1日現在の満年齢。

### 2. 延長保育に係る利用者負担

延長保育料は、月締め実績に基づいて負担していただきます。

#### ▶ 保育標準時間認定を受けた園児に係る時間外保育

午後6時30分から午後7時00分まで	1回 100円 / 月額 2,000 円(最大)
--------------------	--------------------------

#### ▶ 保育短時間認定を受けた園児に係る時間外保育

午前7時30分から午前8時30分まで	1回 100円
午後4時30分から午後6時30分まで	1時間ごとに100円



## 重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 八和田保育園  
説明者 園長 小林淳子

私は、本書面に基づいて八和田保育園の利用にあたって、重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童との続柄 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_